

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度実施要領

制 定 建住政第150号 平成26年6月23日

最近改正 建住政第243号 令和3年4月23日

（目的）

第1条 この要領は、「省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱」（以下「要綱」という。）に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（エコリノベーション等工事）

第2条 要綱第2条第8号の規定に基づき、市長が定める工事は、別表に掲げる「A. 断熱改修工事」及び「B. 設備改修工事等」とし、要綱第3条第1項第1号から第4号に掲げる改修工事に応じ、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 要綱第3条第1項第1号に掲げる改修工事

ア 住宅全体に対して改修工事を行う場合

別表に掲げる「A. 断熱改修工事」において、住宅の全ての開口部（別表に掲げる仕様・備考を満たしていることを証することが出来る既存の開口部は除くことが出来る。以下同じ。）及び浴室の断熱改修を行う工事

イ 住宅の日常生活空間に対して改修工事を行う場合

別表に掲げる「A. 断熱改修工事」において、日常生活空間の全ての開口部、日常生活空間として区画する範囲の内外を隔てる改修及び浴室の断熱改修を行う工事

(2) 要綱第3条第1項第2号に掲げる改修工事

ア 住宅全体に対して改修工事を行う場合

別表に掲げる「A. 断熱改修工事」において、住宅全体の全ての開口部の断熱改修を行う工事。

イ 住宅の日常生活空間に対して改修工事を行う場合

別表に掲げる「A. 断熱改修工事」において、日常生活空間の全ての開口部及び日常生活空間として区画する範囲の内外を隔てる断熱改修を行う工事

ウ 住宅の居室一室以上に対して改修工事を行う場合

別表に掲げる「A. 断熱改修工事」において、居室1室以上の全ての開口部の断熱改修を行う工事

(3) 要綱第3条第1項第3号及び第4号に掲げる改修を行う場合 別表に掲げる「A. 断熱改修工事」において、居室1室以上の全ての開口部の断熱改修を行う工事。

2 補助金の交付の申請を行う者は、補助金交付申請書の提出の際に補助申請額の内訳表（要領第1号様式）を併せて提出するものとする。

（普及啓発）

第3条 要綱第13条の規定に基づき、市長が求める協力は、次の各号とする。

(1) 要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる改修工事

- ア 改修前及び改修後1年間のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータ記録
 - イ 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE健康チェックリストを用いた評価）
 - (2) 要綱第3条第1項第3号及び第4号に掲げる改修工事
 - ア サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影
 - イ 横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供
 - (3) 要綱第3条第1号から第4号に掲げる改修工事
 - ア 改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等の公表
 - イ その他アンケートなどの普及啓発活動への参加等
- 2 補助金の交付の申請を行う者は、補助金交付申請書の提出の際に省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書（要領第2号様式）を併せて提出するものとする。

（その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

別表 補助対象建材・設備等及び補助金額の一覧

		補助対象建材・設備等 及び 補助金額 (※1)		仕様・備考
A. 断熱改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	<ul style="list-style-type: none"> ■外窓交換(※2) : 大 5.0 万円、中 3.0 万円、小 2.5 万円 /箇所 ■内窓設置 : 大 3.0 万円、中 2.0 万円、小 1.0 万円 /箇所 ■ガラス交換 : 大 1.2 万円、中 0.9 万円、小 0.3 万円 /枚 ■浴室内の外気に接する窓改修 : 当該箇所にて外窓交換・内窓設置・ガラス交換を実施する場合、上記補助金額に 0.3 万円/箇所の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ■一般社団法人 環境共創イニシアチブ (以下 SII という) の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において登録されている建材であること。 ■窓の寸法により補助金額が異なる ＜外窓・内窓＞ 大 : 2.8 m²以上 中 : 1.6 m²以上 2.8 m²未満 小 : 0.2 m²以上 1.6 m²未満 ＜ガラス交換＞ 大 : 1.4 m²以上 中 : 0.8 m²以上 1.4 m²未満 小 : 0.1 m²以上 0.8 m²未満
		ドア	<ul style="list-style-type: none"> ■玄関ドア等の交換 : 大 8.0 万円、小 3.5 万円 /箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ■SII の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において登録されている建材であること。 ■ドアの寸法により補助金額が異なる ＜開戸＞ 大:1.8 m²以上 小:1.0 m²以上 1.8 m²未満 ＜引戸＞ 大:3.0 m²以上 小:1.0 m²以上 3.0 m²未満
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> ■床 : 1,000 円 /m² ■外壁 : 800 円 /m² ■屋根(天井) : 800 円 /m² 	<ul style="list-style-type: none"> ■床・外壁・屋根(天井)の各々の施工範囲は、住宅全体または、日常生活空間の範囲であること ■施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の省エネ基準以上の性能となること ■補助金額の算出には断熱材使用面積を用いること 	
	浴室の断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> ■断熱タイプの浴室ユニット 40.0 万円/箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ■『良好な温熱環境による健康生活適切な温度で健康住宅に～適切な温度で健康住宅に～』発行：(一財)ベターリビングの考え方を踏まえた『水回りの良好な温熱環境の実現に資する製品リスト』に掲載されている製品から選択すること。または、同等の性能を有するもの。 	
	断熱区画のための間仕切り等設置改修	<ul style="list-style-type: none"> ■間仕切り・ドア 1 万円/箇所 ■断熱ブラインド ■断熱カーテン 0.25 万円/箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ■間仕切りとなるドア、断熱ブラインド・カーテン等、仕切りの空間に対して可能な限り隙間がなくなる寸法のものを用いること 	

B. 設備 改修 工事等	省エネ・創エネ 設備の導入(改 修・新設)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 潜熱回収型給湯器 ■ ヒートポンプ給湯器 ■ ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用給湯器 ■ 太陽熱給湯機 ■ 家庭用コージェネレーション 設備 : 3.0万円 /種類 ■ 太陽光発電設備 ■ 蓄電システム(太陽光 発電設備設と合わせて導 入する場合に限る) ■ 熱交換型換気システム 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電設備は3.0kW以上であること
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ HEMS設置 : 3.0万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■ HEMSは、ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載し、家全体のエネルギー使用量について見える化が図られているものであること
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存住宅取得と 合わせた改修 : 1.0万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「既存住宅取得と合わせた改修」の対象は、補助申請日の1年前から補助申請当日までの間に取得した既存住宅

※1 補助対象建材・設備等の購入費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)が補助金額未満の場合は、購入費用から千円未満を切り捨てた額を補助金額とする。

※2 古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事。

要領第1号様式（第2条）

補助申請額の内訳表

補助対象建材・設備等			補助金額		数量		補助申請額	
A. 断熱改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	外窓交換	大	5.0 万円/箇所		箇所	円
				中	3.0 万円/箇所		箇所	円
				小	2.5 万円/箇所		箇所	円
			内窓設置	大	3.0 万円/箇所		箇所	円
				中	2.0 万円/箇所		箇所	円
				小	1.0 万円/箇所		箇所	円
			ガラス交換	大	1.2 万円/枚		枚	円
				中	0.9 万円/枚		枚	円
				小	0.3 万円/枚		枚	円
	浴室内の外気に接する窓改修			0.3 万円/箇所			箇所	円
	ドア	玄関ドア等の交換	大	8.0 万円/箇所		箇所	円	
			小	3.5 万円/箇所		箇所	円	
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	床		1,000 円/m ²			m ²	円
		壁		800 円/m ²			m ²	円
		屋根(天井)		800 円/m ²			m ²	円
浴室の断熱改修	断熱タイプの浴室ユニット		40.0 万円/箇所			箇所	円	
断熱区画のための間仕切り等設置改修	間仕切り・ドア		1 万円/箇所			箇所	円	
	断熱ブラインド 断熱カーテン		0.25 万円/箇所			箇所	円	
B. 設備改修工事等	省エネ・創エネ設備の導入(改修・新設)	潜熱回収型給湯器		3.0 万円/種類		種類	円	
		ヒートポンプ給湯器				種類	円	
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器				種類	円	
		太陽熱給湯機				種類	円	
		家庭用コージェネレーション設備				種類	円	
		太陽光発電設備				種類	円	
		蓄電システム(太陽光発電設備設と合わせて導入する場合に限る)				種類	円	
	熱交換型換気システム			種類	円			
その他	HEMS		3.0 万円			—	円	

	既存住宅取得と 合わせた改修	1.0 万円	—	円
「A. 断熱改修工事」の合計補助申請額 (①)				円
「B. 設備改修工事等」の合計補助申請額 (②)				円
①と②の合計額 (③)				円
要綱に基づく補助上限金額 (④)	<input type="checkbox"/> 住宅全体の開口部、浴室断熱改修 <input type="checkbox"/> 日常生活空間の開口部、浴室断熱改修 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の開口部断熱改修 <input type="checkbox"/> うち、住宅全体を改修範囲とするもの <input type="checkbox"/> うち、日常生活空間を改修範囲とするもの <input type="checkbox"/> うち、居室一室以上を改修範囲とするもの <input type="checkbox"/> 自治会・町内会館、共同住宅の集会所等改修			1,200,000 円 1,000,000 円 800,000 円 600,000 円 400,000 円 400,000 円
補助申請額 (③と④のいずれか小さいほうの額)				円

要領第2号様式（第4条）

年 月 日

横浜市長

申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書

私は、省エネ住宅普及促進事業横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱に基づき実施される補助申請にあたり、要綱第13条の普及啓発活動及び広報活動の一環として下記の内容について同意いたします。

- 1 要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる改修工事を行う場合
 - ア 改修前及び改修後約1年間のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータを記録し、当該データを提供することを了承します。
 - イ 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE健康チェックリストを用いた評価）を実施し、当該データを提供することを了承します。
- 2 要綱第3条第1項第3号及び第4号に掲げる改修工事を行う場合
 - ア サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力を了承します。
 - イ 横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供することを了承します。
- 3 要綱第3条第1項第1号から第4号に掲げる改修工事を行う場合
 - ア 改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等をパンフレットやホームページ、展示パネル等に使用することを了承します。
 - イ その他省エネ実践行動やアンケート等の参加等に協力します。

上記に関する連絡先

携帯電話	
Eメールアドレス	

【連絡先について】

次年度以降もアンケート調査や効果検証等にご協力いただく場合がありますので連絡先の記入をお願いします。なお、いただいた個人情報は本目的以外には使用しません。